

令和7年度 認可外保育施設の保育料の補助について

認可外保育施設に入所しているお子様の保育料の一部を補助しています。
国の幼児教育・保育無償化の制度により「施設等利用費」が補助されますので、下記をご確認ください。

1. 補助の概要

◆無償化の対象児童

年齢区分	補助額(限度額)		対象施設	請求の種類
3～5歳児 クラス	国より	37,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の 制度に係る請求
0～2歳児 クラス (非課税世帯)	国より	42,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の 制度に係る請求

※認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、かつ、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして、施設所在自治体の確認を得ている施設が対象となります。

- 3～5歳児クラスについては、認可外保育施設に支払った保育料が37,000円／月以上であれば、40,000 円／月を上限にその支払った保育料の額を補助します。
また、0～2歳児クラスの非課税世帯については、認可外保育施設に支払った保育料が42,000 円／月以上であれば、42,000円／月を補助します。
なお、認可外保育施設等の保育料が、37,000 円／月未満(0～2歳児クラスの非課税世帯については、42,000 円／月未満)の場合は支払った保育料の額を補助します。

2. 補助の対象者

☐ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

☐ 3～5歳児クラス(無償化対象)

- 施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けている方 ※2ページ参照

【留意点等】

- ・施設等利用給付認定の認定開始後から補助の対象となりますので、ご注意ください。
- ・転入・転出等により、月途中で認定が開始する又は終了する場合の施設等利用費の限度額(月)は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・月途中で認定を受けた場合(転入等による)
37,000 円(新3号の場合は 42,000 円)×認定日からの日数÷その月の日数 ・月途中で認定が取消となる場合(転出等による)
37,000 円(新3号の場合は 42,000 円)×取消日の前日までの日数÷その月の日数 |
|---|

3. 補助の対象施設

☐ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

☐ 3～5歳児クラス(無償化対象)

次の①～②の、いずれも満たしている施設が対象です。

- ①「認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること
- ②令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして、施設所在自治体の確認を得ていること

4. 補助額

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額42,000円が上限となります。

【例1】認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円の場合

…補助額は、**42,000円**となります。

【例2】認可外保育施設に支払った保育料が月39,000円の場合

…補助額は、**39,000円**となります。

※無償化対象経費…保育料(利用料)のみ。食材料費等(給食費・おやつ代等)は除く。

□3～5歳児クラス(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額37,000円が上限です。

【例1】認可外保育施設に支払った保育料が月50,000円の場合

…補助額は、**37,000円**となります。

【例2】認可外保育施設に支払った保育料が月28,000円の場合

…補助額は、**28,000円**となります。

※無償化対象経費…保育料(利用料)のみ。食材料費等(給食費・おやつ代等)は除く。



5. 保育の必要性の認定基準および施設等利用給付認定の認定要件(遡りでの申請不可)

保育を必要とする事由(給付認定を受けるための要件)		
	事由	条件等
①	就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。 ※育児休業からの復職に伴い申請等される方は、下記を参考にしてください。 ⇒月の1～10日に復帰する場合…前月分より補助・助成対象 ⇒月の11～31日に復帰する場合…当月分より補助・助成対象
②	出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定月の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日目(月)が属する月の末日までが対象となります。)
③	疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④	親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。
⑤	被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥	求職中(※1)	求職活動のため、児童の保育にあたれない。※助成金については、月単位での認定となります。 (認定開始後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)
⑦	就学(※2)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。 (月64時間以上を満たしていることが条件になります。)
⑧	育児休業(継続入所)	上のお子様が、下のお子様の育児休業を取得する前から給付認定を受けて入所しており、上のお子様の発達上環境を変えることが好ましくないことから、育児休業を取得した後も継続して通う場合のみ対象となります。

※1 本市様式での「求職活動内容報告書」の提出が必須となります。

※2 学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていることが必要です。

6. 請求までのお手続きの流れ

必要書類をご用意いただいたうえ、下記のとおり提出してください。

なお、提出された書類に不備等があった場合は、こども保育課から直接保護者へご連絡いたします。

提出先	習志野市こども保育課
提出方法	・窓口への持参 ・郵送

7. 請求期間

	第1期	第2期	第3期	第4期
補助対象となる保育料	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
請求期間	7月1日 ～7月31日	10月1日 ～10月31日	1月5日 ～1月30日	<u>3月10日</u> ～ <u>3月31日</u>

8. 請求に必要な書類

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

- ・施設等利用費請求書(償還払い用)と委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ・施設等利用費請求書(償還払い用)については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

- ・施設等利用費請求書(償還払い用)、委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ・施設等利用費請求書(償還払い用)については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

「0～2歳児クラスの住民税非課税世帯」と「3～5歳児クラス」の方の請求時の注意点

- 施設等利用給付認定を受けていることが必須となります。現在受けている認定内容に変更が生じた場合には、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」とその他変更後の書類をこども保育課まで提出してください。
- 施設等利用費請求書の振込口座は、原則、認定保護者の口座となります。認定保護者とは別の方の名義を振込口座としたい場合等は、認定保護者からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。
- 一時保育等で認可外保育施設をご利用されている場合は、「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」にご記入の上、ご利用の施設に提出し、特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証を発行してもらってください。
- ご記入の際は、消えるボールペン及び修正ペン・テープは使用しないでください。
なお、使用されている場合は再提出となりますのでご注意ください。
- 市ホームページからダウンロードした「施設等利用費請求書」を使用する際、片面印刷の場合には割り印が必要となります。

<問い合わせ先> 習志野市役所 こども保育課 入所・入園係 電話：047-453-5511
--